

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	那覇市立学校施設の使用許可（目的外使用許可）
根拠法令及び条項	那覇市立学校施設の使用に関する規則第2条
審 査 基 準 ○那覇市立学校施設の使用に関する規則 (使用許可の要件) 第2条 教育長又は校長(幼稚園にあっては園長をいう。以下同じ。)は、次の各号に該当する場合を除き、学校施設の使用を許可することができる。 (1) 法令に禁止規定があるとき。 (2) 学校教育上支障があると認めるとき。 (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、その他公共の福祉に反するおそれがあると認めるとき。 (4) 学校施設の破損その他管理上支障があると認めるとき。 (5) その他教育長又は校長が支障があると認めるとき。	
標準処理期間	5日～7日程度
所管部署	生涯学習部 施設課（098-917-3503）
更新日	平成27年4月1日